

法務委員会議録第三十八号

昭和二十九年四月十三日(火曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出第一四二号)
法務行政に関する件

○小林委員長 これより会議を開きます。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の定めに伴う刑事特別法案を議題とし、政府よりその趣旨説明を聴取することといたします。三浦法務政務次官。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案

力有している間におけるものをいう。

3 この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

4 この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民(派遣国及び日本国の二重国籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る)で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに伴つてするもの(通常日本国内に在留する者を除く)をいう。

6 この法律において「家族」とは、左に掲げる者(日本国の国籍のみを有する者を除く)をいう。

一 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子

二 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

7 この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」とは、協定第五條第一項の施設をいう。

第二章 刑事手続
(施設内の逮捕等)

第二條 国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に賦託して行うものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合に、同項の同意を得ることを要しない。

(逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡)

第三條 検察官又は司法警察官は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六條第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたとときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察官は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

(国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領)

第四條 検察官又は司法警察官は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡を受けさせなければならない。

2 検察官又は司法警察官は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。

この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3 第二項の場合を除く外、検察官又は司法警察官は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。但し、同法第二百三條、第二百四條及び第二百五條第

四月十二日

委員星島二郎君辞任につき、その補欠として高橋英吉君が議長の名で委員に選任された。

四月十日

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出第一四二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出第一四二号)

第一類第四号

法務委員会議録第三十八号

昭和二十九年四月十三日

二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

(施設内の差押、捜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての捜索(捜索状の執行を含む)、又は差押(差押状の執行を含む)、又は検証は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

(日本国の法令による罪に係る事件についての捜査)

第六条 協定により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員(鉄道公安職員を含む)は、捜査をすることが出来る。

2 前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することが出来る。

(証人の出頭等の義務)

第七条 派遣国の軍事裁判所の囑託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならぬ。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

(証人の勾引についての協力)

第八条 正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣国の軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に對して勾引状を発して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することが出来る。

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならぬ。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

(書類又は証拠物の提供等)

第九条 裁判所、検察官又は司法警察職員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことが出来る。

(日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力)

第十条 検察官又は司法警察職員は、国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、当該国際連合の軍隊

の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることが出来る。

2 国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入り、その者を捜索することが出来る。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察職員から、その者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。

4 司法警察職員は、前項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならぬ。

第十一条 検察官又は司法警察職員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることが出来る。

2 検察官又は司法警察職員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることが出来る。

3 前二項の処分を際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の要請による旨を明らかにしなければならぬ。

4 正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

(刑事補償)

第十二条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用については、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

附則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国以外の国との間における協定の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律の施行前に派遣国に關して日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に關する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)以下「法律第二百六十五号」というの規定によつてなされた手続及び処分は、この法律の相当規定によつてなされた手続及び処分とみなす。この法律の施行後に法律第二百六十五号の派遣国がこの法律の派遣国となつた場合において、この法律の派遣国となる前

に当該派遣国に關し法律第二百六十五号の規定によつてなされた手続及び処分についても、同様とする。

3 法律第二百六十五号の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「議定書に署名し、且つ、日本国との間に議定書の効力が発生したものを日本国との間に議定書が効力を有している間におけるもの」とに改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律は、議定書が効力を発生したすべての国と日本国との間において議定書が効力を失つたときは、議定書の最後の失効の時に、その効力を失ふ。但し、その時までにした行為に對する罰則の適用及びその時まで派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊によつてなされた抑留又は拘禁についての刑事補償法の適用に關しては、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

○三浦政府委員 ただいま議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法案につき提案の理由を御説明申し上げます。

本法案は、去る二月十九日署名されました日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う国内手続についての規定を定めたものであります。

日本国に駐留する国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使につきましては、すでに昨年十二月二十六日署名さ

れた日本国における国際連合の軍隊に
対する刑事裁判権の行使に関する議定
書の発効に伴い、その国内手続につき
日本国における国際連合の軍隊に對す
る刑事裁判権の行使に関する議定書の
実施に伴う刑事特別法が公布施行され
ているところであり、今回締結
されました右の協定は、その第十六条
におきまして右議定書とまったく同様
の規定を設けており、日本国との間に
この協定の効力が発生した国に属する
国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の
行使につきましては、爾後この協定に
よつて規律されることになつてゐるの
であります。そこでこの協定の発効に
伴ひまして、一九五〇年六月二十五
日、六月二十七日及び七月七日の國際
連合安全保障理事会決議並びに一九五
一年二月一日の國際連合總會決議に從
つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合
衆国以外の國で、日本國との間にこの
協定の効力が発生した國が右の諸決議
に從つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及
び空軍の日本國にある間におけるもの
に關しましては、右協定の趣旨にのつ
たり、刑事上の手続法につきまして若
干の特別規定を設ける必要が生じまし
たため、この法律案を提出することに
いたしましたのであります。

申すまでもなく、これらの軍隊の構
成員、軍属または家族に對しまして
も、わが國既存の法令は、原則として
その適用を見るのでありますが、右協
定の刑事裁判権に關する事項によりま
して刑事手続關係の法令につきまして
は若干の特別措置を必要としたし、ま
す、その必要最小限度の規定をこの
法律案に、取入れた次第であります。
従ひまして、この法律案に特別に規定

してない事項につきましては、原則
として既存の各法令が適用されること
と相なるわけであり、ます。
この法律案は第一章總則、第二章刑
事手続の二章十二箇条と附則からなつ
ておるのでありますが、ここにこの法
律案の主要点を申し上げます。
まず、第一章總則の章は、一箇条で
ありましてこの法律において使用する
語の定義を定めたのであります。この
定義は、日本国における國際連合の軍
隊の地位に關する協定第一条に定めら
れてゐる定義にのつとつたものであり
ます。

次に、第二章刑事手続の章は十一箇
条よりなり、國際連合の軍隊の構成員
または軍属が國際連合の軍当局におい
て裁判権を行使する第一次の權利を有
する罪を犯した場合における同軍隊へ
の身柄の引渡し、國際連合の軍隊がそ
の權限に基いて警備している國際連合
の軍隊の使用する施設内における施設
内における逮捕その他の人身を拘束する
処分及び差押え、搜索等の処分、執行
、同施設内等において逮捕された者
に對する日本側の受領手続、派遣國の
軍事裁判所または國際連合の軍隊の當
局の刑事手続に對するわが國の當局側
の協力及び派遣國の軍事裁判所または
國際連合の軍隊による拘留または拘禁
に對する刑事、補償法の適用等いづ
れも刑事手続に關する現行の法令をも
つてしては処置し得ない問題を取上げ
て特別の規定を置いたものでありま
す。これを要するに、日本國とアメリ
カ合衆國との間の安全保障條約第三條
に基く行政協定に伴う刑事特別法及び
日本國における國際連合の軍隊に對す
る刑事裁判権の行使に關する議定書の

実施に伴う刑事特別法の場合とはとん
ど同趣旨の刑事手続を規定したもので
あります。
以上この法律案につきまして概略御
説明申し上げたのでありますが、何と
ぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決
あらんことをお願いいたす次第であり
ます。
○小林委員長 これにて趣旨説明は終
りました。
なお本案に對する質疑はこれを後日
に譲ることといたします。

○小林委員長 次に法務行政に關する
件について調査を進めることといたし
ます。
本日は特に外務委員會と連合審査會
を開會することになつており、また日
米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護
法案に現われ、また特に法務行政に關
連する諸問題に重点を置いて調査を進
めたいと思ひますから、さうお含み
の上御發言願ひしたいと思います。

○高橋(禎)委員 近ごろの政府提出の
法律案を見ますと、立案の過程におい
て慎重さが欠けていて、どうも私ども
法律案を見て非常にまいな点があつた
くさんあるように感ずるわけでありま
すが、本法案を立案されるにあつて
は、一休當局はたとえ法務省におけ
る法制審議會のような、いわゆる學識
經驗者、特に民間人の意同等を徴す
ような配慮がなされたものであるかと
うか、その点について伺ひをいたし
ます。

○前田政府委員 この点につきまして
はこの法案をつくるにあたりまして
は、十分に法務省の方たちとも相談を
いたしましてつくつたのであります。す
けれども、法務省においてはさういふ
うな取扱ひをしなかつたのではないか
と思つておりますが、いづれにいたし
ましてもわれ／＼の方といたしまして
は十分に關係各省の意見を聞きまし
て、さうして立案をいたした次第であ
ります。

○高橋(禎)委員 この法律案は先ほど
御説明がありましたように、日本國と
アメリカ合衆國との間の相互防衛援助
協定の第三條第一項及び附屬書Bの規
定に基いて立法を意圖されたものであ
ると考えますが、この相互防衛協定の
第三條第一項及び附屬書Bに規定して
あるところの内容、すなわちこの協定
に基いて日本國がいわゆる秘密保護の
責任を負担しておるものと思ひます
が、その協定に基く秘密保護に關する
責任の内容、限界といふものはいかな
るものであるか、それについて御説明
を願ひたいと思ひます。

○山田政府委員 今のお尋ねの点につ
きましては、できるだけこの法案の立
案にあたりましては、必要最小限度の
規定を盛りたい、かように考えまし
て、いろいろ條約上の明文を検討いた
しまして、この法案をもちまして、十
分にこれでまかない得る、かような確
信のもとに立案いたしました。

○高橋(禎)委員 この防衛援助協定の
第三條によりまして、各政府は、この
協定に從つて他方の政府が供与する秘
密の物件、役務又は情報についてその
秘密の漏れ、又はその危険を防止する
ため、両政府の間で合意する秘密保持
の措置を執るものとする。さういふよ
うに規定しておりますが、この秘密保
持の措置をとるといふことは、一体ど
ういふことを意味するのであるか。こ
の規定の内容から、當然に今政府が提
出されておるような秘密保護法を立法
しなければならぬ責任が日本國側に
あるものであるかどうか、その点をいま
少し明確に御答弁を願ひたいと思ひま
す。

○山田政府委員 お尋ねの点につ
きましては、実は外務省の關係御當局から
御答弁を願うのが筋であります。外

たと思うのでありますが、御承知の通
り日本國とアメリカ合衆國との間で相
互防衛援助協定が調印されて、現
在國會で審議をされておりますが、こ
の協定の第三條第一項及び附屬書Bに
アメリカ合衆國から供与される「秘密
の物件、役務又は情報についてその秘
密の漏れ、又はその危険を防止するた
め」必要な措置を講ずる必要があると
いふようなことがございまして、その
他船舶貸借協定等の同様の協定を保護
する必要があるもので、この際法律
案をつくつたような次第でございま
す。

○高橋(禎)委員 近ごろの政府提出の
法律案を見ますと、立案の過程におい
て慎重さが欠けていて、どうも私ども
法律案を見て非常にまいな点があつた
くさんあるように感ずるわけでありま
すが、本法案を立案されるにあつて
は、一休當局はたとえ法務省におけ
る法制審議會のような、いわゆる學識
經驗者、特に民間人の意同等を徴す
ような配慮がなされたものであるかと
うか、その点について伺ひをいたし
ます。

○前田政府委員 この点につきまして
はこの法案をつくるにあたりまして
は、十分に法務省の方たちとも相談を
いたしましてつくつたのであります。す
けれども、法務省においてはさういふ
うな取扱ひをしなかつたのではないか
と思つておりますが、いづれにいたし
ましてもわれ／＼の方といたしまして
は十分に關係各省の意見を聞きまし
て、さうして立案をいたした次第であ
ります。

○高橋(禎)委員 この法律案は先ほど
御説明がありましたように、日本國と
アメリカ合衆國との間の相互防衛援助
協定の第三條第一項及び附屬書Bの規
定に基いて立法を意圖されたものであ
ると考えますが、この相互防衛協定の
第三條第一項及び附屬書Bに規定して
あるところの内容、すなわちこの協定
に基いて日本國がいわゆる秘密保護の
責任を負担しておるものと思ひます
が、その協定に基く秘密保護に關する
責任の内容、限界といふものはいかな
るものであるか、それについて御説明
を願ひたいと思ひます。

○山田政府委員 今のお尋ねの点につ
きましては、できるだけこの法案の立
案にあたりましては、必要最小限度の
規定を盛りたい、かように考えまし
て、いろいろ條約上の明文を検討いた
しまして、この法案をもちまして、十
分にこれでまかない得る、かような確
信のもとに立案いたしました。

第一類第四号 法務委員會議録第三十八号 昭和二十九年四月十三日

たと思うのでありますが、御承知の通
り日本國とアメリカ合衆國との間で相
互防衛援助協定が調印されて、現
在國會で審議をされておりますが、こ
の協定の第三條第一項及び附屬書Bに
アメリカ合衆國から供与される「秘密
の物件、役務又は情報についてその秘
密の漏れ、又はその危険を防止するた
め」必要な措置を講ずる必要があると
いふようなことがございまして、その
他船舶貸借協定等の同様の協定を保護
する必要があるもので、この際法律
案をつくつたような次第でございま
す。

○高橋(禎)委員 近ごろの政府提出の
法律案を見ますと、立案の過程におい
て慎重さが欠けていて、どうも私ども
法律案を見て非常にまいな点があつた
くさんあるように感ずるわけでありま
すが、本法案を立案されるにあつて
は、一休當局はたとえ法務省におけ
る法制審議會のような、いわゆる學識
經驗者、特に民間人の意同等を徴す
ような配慮がなされたものであるかと
うか、その点について伺ひをいたし
ます。

○前田政府委員 この点につきまして
はこの法案をつくるにあたりまして
は、十分に法務省の方たちとも相談を
いたしましてつくつたのであります。す
けれども、法務省においてはさういふ
うな取扱ひをしなかつたのではないか
と思つておりますが、いづれにいたし
ましてもわれ／＼の方といたしまして
は十分に關係各省の意見を聞きまし
て、さうして立案をいたした次第であ
ります。

○高橋(禎)委員 この法律案は先ほど
御説明がありましたように、日本國と
アメリカ合衆國との間の相互防衛援助
協定の第三條第一項及び附屬書Bの規
定に基いて立法を意圖されたものであ
ると考えますが、この相互防衛協定の
第三條第一項及び附屬書Bに規定して
あるところの内容、すなわちこの協定
に基いて日本國がいわゆる秘密保護の
責任を負担しておるものと思ひます
が、その協定に基く秘密保護に關する
責任の内容、限界といふものはいかな
るものであるか、それについて御説明
を願ひたいと思ひます。

いたしまして、これが防衛秘密であるということができるだけ標記いたしまして一般の方に知らず。なるべく過失でもつて、知らないでもつてこういう問題に触れることのないように極力行政的に、行政職員といたしまして、政府関係の職員といたしまして、十分にその方面の措置を講ずるようには部内の命令等におきまして通達をいたしたいと考えております。

○高橋(順)委員 秘密保護法案に規定してあるところのものは、いわゆる自然犯のものではないわけです。いわゆる行政犯の取締り規定ということになると思うのですが、一体こういう行政取締り違反的なものに対する処罰というものは、行政そのものが十分に国民に徹底し行われておることを前提としていなければ、これは効果があまるものではないと思うのです。いたずらに過酷な刑罰をもつて国民に臨むのだという非常に国民に対して悪い印象を与える結果にだけなるのであつて、こういう自然犯にあらずもの取締り法規というものは先ほども申し上げましたように最後の手段である。これに先行して部内の職員に対して、一般国民に対して行政的な措置が講ぜられて、それをもつてはとうてい解決ができないという問題が発生した場合において、それに対応して適切な取締り法規が制定され、これが働くようにならないかと思ふのです。その点について政府のお考えは私どもの考えとはむしろ逆に、部内の職員には秘密を守るように訓令でもする。国民に対しては何らの措置をおとりにならない、いわゆる行政手段によつてこの協定第三条の目的を達成し

て、日本国民に対して不安を与えないで、しかも目的を達成するような賢明な方法が講ぜられるような考えがないう、非常に刑罰主義的な考え方がないように見受けられるのですが、本法案を提出された機会においてそういうことを十分御反省になつて、行政措置にむしろ重点を置くべきだということな考え方でもつて、ほかの方法を御考慮になるお考えはないかどうか、それをお伺いいたします。

○前田政府委員 ただいまのお話はごもつともであります。なるべくわれわれの方も、十分に国民に周知徹底させるようにその方面の努力をしますとにも、また不用意でこの法律にひつかからないようにできるだけ手を尽しまして、これは防衛秘密であるということとを十分に徹底するように必要な措置を講じたいと思ひます。しかしながら、先ほどもお話ししました通り、故意にわが国の安全を害すべき意図をもつて、不当な方法でもつて防衛秘密を集めたり、あるいは漏らしたりするといふような人間も絶無とは言えませんが、そういうようなことも行われておるうちにちよつと聞いております点もありますので、こういうことにつきましては、法律をもつてこれを取締るといふことは、やはりわれわれもいたしましては、法律をもつてこれを取締るといふことであると思ひます。

○高橋(順)委員 次は第一条第三項の「公になつていないものをいう。」この点であります。この「防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図書又は物件で、公になつていないものをいう。これは一体どういうことをさすのですか。

○山田政府委員 ここで公になつていないものとは、防衛秘密であるために必要とされる意味でございます。すなわち公になつておりますものは、その公になつた事由、公にした人のいかんを問はず、すべてこれを秘密の範囲から除外する、かような意味でございます。公になつていないとは、不特定多数の人に知られておる状態をさすのでございまして、政府機関が公表した場合はもちろん、新聞雑誌等の刊行物に

掲載され、あるいはラジオによつて放送された場合も当然に含まれます。またこのような状態にありますが、この内外を問わないのでありますから、わが国ではいまだ知られておらないが、アメリカの国会で公に論議され、もしくは政府機関によつて公表されたような事項や、あるいは軍事雑誌などに掲載された事項は言うに及ばず、その他の第三国で発表された事項なども、たといそれが秘密を暴露したものでありましても、公になつておるもの、かように考えております。

○高橋(順)委員 そういたしますと、法案第三条の第一項の第二号に規定してあります他人に漏らしたという違反行為があつて、この違反行為によつて世間に発表されたことによつて、不特定多数の人がこれを知つておるという場合には、これはすでに公になつておるのであつて、防衛秘密には入らない、含まないのだ、こういうことになると承つてさしかえございせんか。

○桃澤説明員 第三条の第一項第二号の場合でございますが、一例を申し上げますと、通常不当な方法によらなければ探知または収集することができないようなものをある新聞がスクープいたしました出したら、そこまでは防衛秘密であります。これが掲載されて公になつた結果それを知つたものは、これはすでに公になつていないものと、この公になつていないものと、第一、第三項の防衛秘密からははずれる、かようなことになると存じます。

○高橋(順)委員 そういたしますと、実際にこの法規運用の場合において、一体これが公になつておるものであるかどうか、国民の側においても捜査官の側においても非常に不明瞭な場合が相当あると思ふのであります。政府としては、この防衛秘密に属するものであるかどうか、公になつておるものであるかどうかというのを、世間あるいは取締り当局に明確にしておかれる意図があるのかどうか。そういう方法をとらないで、ただ、一つの違反事件を捜査されて、それが公であつたかつかつたかを判断されて事件を処理されるのであるかどうか、この点を伺つておきます。

○桃澤説明員 確かに、高橋委員の仰せられますように、公になつておるのかいなのかという判断をどこでするのかという御疑問があると存じます。しかしながら、私も立案に関与いたしました者の考え方を申し上げますと、第一条の第三項のいわゆる防衛秘密、これは自然秘密をさすつもりでございます。従つて、相当高度の秘密をここに予定したおるのであります。その面において、一般人がやたらに防衛秘密にタッチするということとは実はわれわれも考えていないのであります。そういう性質のものであります。もしも公になつていた場合にはこれは防衛秘密としないという、そういう高度の自然秘密である防衛秘密を、さらに別の面から、すなわち公になつていないという面からチェックしてこれを狭める、こういうつもりなのでございませう。従いまして貸手を受けた装飾品等に対する防衛秘密がすでに外国の放送でもつて公になつておる、こういうことが立証された場合には、日本ではそれを秘密にしておるつもりでありまして、そういう関係が判明いたしまし

かどうか、国民の側においても捜査官の側においても非常に不明瞭な場合が相当あると思ふのであります。政府としては、この防衛秘密に属するものであるかどうか、公になつておるものであるかどうかというのを、世間あるいは取締り当局に明確にしておかれる意図があるのかどうか。そういう方法をとらないで、ただ、一つの違反事件を捜査されて、それが公であつたかつかつたかを判断されて事件を処理されるのであるかどうか、この点を伺つておきます。

○桃澤説明員 確かに、高橋委員の仰せられますように、公になつておるのかいなのかという判断をどこでするのかという御疑問があると存じます。しかしながら、私も立案に関与いたしました者の考え方を申し上げますと、第一条の第三項のいわゆる防衛秘密、これは自然秘密をさすつもりでございます。従つて、相当高度の秘密をここに予定したおるのであります。その面において、一般人がやたらに防衛秘密にタッチするということとは実はわれわれも考えていないのであります。そういう性質のものであります。もしも公になつていた場合にはこれは防衛秘密としないという、そういう高度の自然秘密である防衛秘密を、さらに別の面から、すなわち公になつていないという面から、すなわち公になつていないという面からチェックしてこれを狭める、こういうつもりなのでございませう。従いまして貸手を受けた装飾品等に対する防衛秘密がすでに外国の放送でもつて公になつておる、こういうことが立証された場合には、日本ではそれを秘密にしておるつもりでありまして、そういう関係が判明いたしまし

たら、これはもう防衛秘密として扱わない、かように取扱う点であると考え
ております。すなわちここに「公にな
つていないものをいう。」という規定を
いたしましたのは、ちょうど戦争中に、
たとえばアメリカの放送ではすでに日
本の軍機とされているものが放送され
ている、あるいはソ連の通信にそれが
出ている、しかもなお日本国民だけが
つんばさじきに置かれていて、そうい
うふうなことがないように、特にこれ
はアメリカから供与される情報で、装
備品等に関する防衛秘密でございます
から、日本人だけが知らなくて、外国
で公になつているにかかわらず処罰さ
れるということがあつては困る、こう
いうつもりでこのチェックの規定を置
いたのでございます。

○高橋(補)委員　公になつていないもののみを防衛秘密として保護するといふ氣持はよくわかるわけです。私の非常に心配いたしますのは、こういう法律ができませんと、この事犯の予防のため、あるいは疑いの発生いめの警察活動、あるいは疑いの発生いめ、たしましたときの捜査官の捜査活動、これが一步誤られると、国民にとつてはたいへんなことになるのです。これは政府委員各位も十分御存じになつておるはずだと思ふのですが、国民が苦しむのはこの点なんです。犯罪の予防に名をかりる不当な警察活動、犯罪の捜査によつて、国民の基本的人權が非常に蹂躪される、この面が非常に多いのです。裁判所へ行けば、それが公になつていないかいたかによつて判断されて、相当の裁判はあるでしようけれども、そこへ持つて行かれるまでの国民の不安とかいふものはたいへんなものでありまして、従つて私は第一条第三

項の公になつてゐるかいないかを、政府側においてその都度々々明確にして行く方法をとられたらいいのじやないかと思う。今の説明にありましたように、非常に高度の秘密を守つて行かうというふうな御趣旨ですが、法文にはそういうことは出ていませんけれど、そうなければならぬと思うのですが、それであれば数においても大したことはないわけですから、この点はどうすでに公になつたぞ、登録済みだぞ、こういうようなことを少くとも捜査当局あるいは警察当局に対しては明確にしておくことが、國民をこの法律の濫用から守るゆえんであると思うのです。その点が明確になつておりましたと、非常に國民は不安であるし、また悪意によらない警察官ないしは捜査官の行動によつて、知らず／＼國民の基本的人權が侵害されるということになると思うのですが、いわゆる公になつたかならないかを明確にする方法をつたかならないかを公表しておく確立されて、世にこれを公表しておくというくらいのお考えがあるかどうか。少くとも捜査の側に当る人たちの間においてはそれを明確にされるだけのお考えがあるかどうか。それがはつきりいたしませんと、こういう法律は非常に危険なものであつて、うか／＼と國會を通過さすべきでない、こういう感じがいたすのでありますが、それについての所見を承りたい。

○山田政府委員　今仰せの通りこれが運用につきましては慎重を期さねばなりませんし、下手にこれを濫用いたしますれば、国民に不当な自由の拘束をするというような結果も招来いたされますので、われ／＼といたしましては、これが運用をせられる検査庁あることは、

いは警察御当局の方に、十分にこの趣旨の御徹底を願ひまして、さような行き過ぎのないようにお願いいたすつもりでございます。なおこれが秘密につきましたは、日米相互共通の秘密事項でもございますので、アメリカの関係当局とも十分連絡をとりまして、アメリカ本国においてすでに公になつた事項はすみやかにこちらに連絡を受けるようにいたしますし、また外務省当局の御協力も得まして、外国の雑誌、ラジオ等において明らかになつた事項につきましても御連絡を願ひ、また国内におきましては、通商産業省あるいは特許庁、法務省、国警等その他関係方面と密接な連絡をとりまして、少くとも何が現在防衛秘密として公になつていないものであるかというような実体をはつきりと把握しておきたい、かように考えております。

○高橋(補)委員　そのところは今お話しやつたような言葉だけではわかれわかれどうも安心ができないのです。おもにこれは警察活動、檢察官の捜査活動に関連するわけで、これは法務省側で主としてはつきりした態度をおとりにする必要があるかと思うのですが、横澤君なんか頭がいいということ、定評のある人ですが、こういう点はうんとひとつ考え、つまり外国の雑誌に出たり外国でラジオで放送されておつたりしてすでに公になつておる、そういうものであればなおさら、警察官や檢察官がそういうことを知らないで、そして罪にもならない者をいろ／＼捜索をしたり何かするということでは、われはたいへんなことになるのでありまして、この点は過去において國民は常に感じておるところでありますか

ら、公になつておるかおらないかといふことを、少くとも捜査に關係ある者には具體的に明瞭にしておく方法をとる、そういう方法を研究するといふお考えがあるかどうか、それをひとつはつきりと承つておきたい。考えようによつては突にこれは危険なことになりますから、重ねてお尋ねをいたします。

○柳澤説明員 この法條の第一條にも、政令で行政機關の長が防衛秘密の保護上必要な措置をするとの規定されておりますが、これらに関連をいたしますとして、私どもも保安庁その他とよく連絡し、ただいま御心配されておるような点を十分に尊重し、御趣旨に沿うようにいたしたいと前から決意しておるものであります。

○高橋(補)委員 次にお尋ねいたしましたのは、この日米相互防衛援助協定に基きアメリカ合衆国政府から供与される装備品等について問題が起るわけですが、この秘密を保護しなければならぬという法の趣旨であります。ここに今申し上げたアメリカ合衆国政府から供与された装備品、こういうことは第二条の標記を付してこれを明瞭にする、こういつておられるところに、つて何か明確化する方法を考へておられるかどうか、この点をなお重ねてお尋ねをいたしておきます。

○山田政府委員　ちよつとお尋ねの趣旨とあるいは答弁がそれるかも知れませんが、現在保安隊なり警備隊が整備しております装備品は、車両関係でありますとかあるいは通信関係でありますとか一部若干のものを除きまして、ほとんど全部がアメリカからの世与にまつているような次第でございます。

して、將來とも大部分自衛隊の装備はアメリカの供与にまつこととなると思ひます。また他の面におきまして、日本政府が自分の予算、財政をもちまして装備したものにつきましては、この法案の秘密保護の対象には入つて来ない、かように御了承を願ひたいと思ひます。

はちよつとそれたわけでありますが、アメリカ合衆国から供与された装飾品等であるかどうかということ、アメリカ合衆国から供与された情報であるかどうかということ、これがはつきりしておらなければ、国民も一体防衛秘密の対象であるかどうかということが判断がつかないわけです。しかし判断がつかなければその辺はしかるべく考えたいいいだらうなというのでは、これこそいわゆる憲法の保障しているところの言論の自由ということに対して非常な制限になるわけであります。これを明確にしておいて、しかもそれが公共の福祉の線でもつて、憲法違反でないんだということがかりに確保できれば、そうでないものについては、これは防衛秘密の対象でないんだということを国民に明らかにする責任が私に政府にあると思います。こういう法律をつくるのですから。そのところを装飾品等の場合には標記するなり何なりして、これはあるいは比較的簡単にできるのかもしれないけれども、情報等に至つてはそれが非常に困難な問題ではないかと思うのですが、それらについて政府はどういう措置を講じようとしておられるのであるか。特にこれに関連していわゆる「政令で定め

ところにより、というその政令は一体どういう内容のものをお考えになつてゐるのか、これを承りたい。

○山田政府委員 その本人にその認識がなければ本案の対象とはなりません。従ひましてそれがアメリカから供与された装備品でありあるいは装飾品に關する情報であり、それが防衛秘密であるという認識がなければならぬと思ひます。

第二の点で、本法案の第二条の標記その他のことにつきまして、政令としてどういふことを考へてゐるかというお尋ねにつきましては、まず第一にこの防衛秘密に關する物件等の所在地に適當な揭示を行います。たとえば防衛生産をやつてゐる工場等におきまして、それが秘密に關するものを生産してゐるところには、関係者以外の者の立ち入りを遠慮してもらふ、あるいはたゞ／＼自衛隊の演習場におきましてさうな秘密の兵器を使う演習をやつてゐるような場合には、それに近寄ることを抑へるといふような適當な揭示をいたします。また次には防衛秘密にその内容の輕重に従ひましてたゞいまのところ三段階程度の等級を付するよう考へておきます。それはたとえば機密、極秘、秘という三つの区分に分けて考へたいというようによつて目下考慮いたしてあります。また第三に、防衛秘密に關する事項のほかの取扱ひ等に関しましては、関係各省庁の長が定める部内規程の基準となるような事項を定めたい。かように大よそのこと考へておりますが、なお細部の点につきまして今後十分慎重に検討いたしたいと思ひます。

○高橋(補)委員 今お話の本人の認識

がないから犯罪にはならないのだという考へ方、これは犯罪予防とかあるいは犯罪捜査活動の間に於いて、國民が非常な自由を束縛され基本的人權を侵害されることのあるというのをよほど注意していただかなければならないのです。ただ犯罪にならないければいいじやないか、裁判所に行つて無罪になればそれでいいじやないか、それで國民の權利は侵害されないという考へ方であつたら、この法律の場合はいへんなことになるわけです。ですから私は防衛秘密の対象であるかどうかという

ことを明確に捜査官にも知らせ、國民にも知らせる必要があると思ふ。そこにはさかかも不明確なことがあつてはならぬ。明確になし得ないものであるならば、これは処罰の対象にはならないのだという考へ方ではなければならぬ。これが殺人とか放火といふような自然犯的なものであればこれはいいでしょう。けれども特殊な目的を持つた行政的な意味を持つ取締り法規の場合においては、やはり行政が十全的に徹底してゐるのだという前提の上に立つてのみ、こういう法律が生きて来るわけです。そのところを十分お考へにならなければならぬと思ひますが、大抵先ほどの答弁でもその点については十分考へるとおしやるのですが、その考へよういかんがこの法案の運命を決するのだというくらいな考へをもつて、ひとつ本法案審議中に具體的にどういふ方法をとるといふ点を私はお示しになる必要があると考へる次第であります。

そこで次に第三条に参りましてこの第一号に「わが國の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」云々という

ありますが、これがまた私どもにはさつぱりわからない。「わが國の安全を害すべき用途に供する目的」というこの心理状態といふものは一体どういふことをさしたものであるか。これをひとつ御説明願ひたい。

○桃澤説明員 わが國の安全と申しますのは、外國の武力行使を排して守られるわが國土あるいは國民の生命、身體もしくは財産または基本的政治組織の存続をいふものと解してあります。外國の直接の武力侵略やまたは外國がわが國內に教唆干渉の手を延ばして引起す内乱あるいは大規模な騒擾に利益を与へ、またはこれに對峙してわが國の安全を守るべき防衛力に不利益を与えることが、すなわちわが國の安全を害することと解してゐるのでござい

ます。かような用途に供する目的をもつてと申しますのは、その防衛秘密を使用すれば、通常たゞいま申し上げましたわが國の安全を害する結果が生ずることを予見しながらこれを認容して、そうしてその防衛秘密を使用する意圖を持つておる、すなわち未必の故意ではこの目的に當らない、かように解しておるのであります。

○高橋(補)委員 今おつしやつたような趣旨であれば、わが國の安全を害すべきといふことをいまい少し具體的にあるいは例示的にでも定めておかれないと、法律といふのは一体國民がこれを見て國民が守るわけなんですから、たゞ立法された政府当局が自分の方にわかつておるといふのでは価値はないわけなんです。文理解釈からしてもわが國の安全を害すべき云々、こゝ言われ

たものでは、その安全とは一体どういふことをさすのであろうかということでは非常に迷ふと思ふ。これはやはり憲法の言論の自由に關連するわけですが、それならば控へ目にしておけばいいじやないかという、そういう考へは私は憲法の精神に反すると思ふのです。こ

ういふ法律はできるだけ局限さるべきものでなければならぬ。國民の言論の自由をこの法律の存在自体によつて侵害するやうなことがあつてはならぬといふだけの心がけが必要なんです。ところがただばんやりとした言葉をもつて國民にいたずらに不安な感じを持たせるといふことは、憲法の精神に反するのですから、もつと今おつしやつたやうな趣旨をこゝにあけて、わが國の安全といふのはこゝいう内容のものだといふことを明確にしておく必要がある。これはひとり法律を守る側の國民だけでなく、それに違反したといふ疑いのある捜査活動あるいはまた犯罪予防の警察活動等においてやはり濫用される危険があると思ふ。私は本法案が非常に國民の不評を買つておるの、こゝういふきわめて不明確な言葉を隨所に発見するところにあると思ふのであります。国会における政府当局の答弁通りになか／＼實際の運用が行かない、そうしてそれによつて國民が苦しんだといふことは、もう日本國民は経験済みなんですからこれをいまい少し明確にするこゝの方がいいのだといふふうにお考へになるかどうか、お伺ひします。

○桃澤説明員 この防衛秘密に關する規定の仕方でございますが、各國の立法例等も参酌いたしましたし、また特に前のいわゆる刑事特別法の第六條の規定等も参酌いたしましたので、この目的

だいまのような、わが國の安全を害すべき用途といふのでは明確を欠くではないかという御心配もあるうかと存じますが、私どももいたしましては先ほど申し上げましたやうに外國の直接の武力侵略、これに役立たせるといふのもこれに入ります。また國內に外國が干渉の手を伸ばしまして内亂を引起させる、これに役立たせるといふ場合も含みます。同時にわが國の安全を守るべき防衛力に不利益を与える。これもやはりわが國の安全を害すべき用途に供する目的になる、かように考へてお

ります。その間いたずらにこれが擴張解釈されて一般國民の基本的人權を害するといふ心配はないものと考へておる次第でございます。

○高橋(補)委員 それが私は非常に甘い考へだと思ふのです。桃澤さんなんかよく御存じでしょう、警察のことなんかは……外國の立法例をお話になるのですけれども、外國の全部とは言いませんけれども、文明先進國の警察制度、警察官の活動あるいは捜査官の行動といふものと日本とは直接同一にこれを見ることはできないわけなんです。特に警察法の改正とか刑事訴訟法の規定等を綜合してみますと、國民はまた／＼警察國家になるのじやないかといふ不安を持つておるのです。取締り法規といふものは、これは警察制度と密接な關係があるもので、警察制度をいかに打立てるかといふことは、取締り法規の性格を全面的に一変さすくらいな影響を持つておるとさへ私は考へておるわけなんです。従ひまして今の日本の警察官の教養の程度あるいは過去における歴史、実績等から見ましても、あいまいな言葉がいささかも

合にはこの保護の対象になる、かように考へております。

○山下委員 アメリカから供与されるというの、青写真が来た、その青写真自体を言うなら別ですけれども、こつちでつくつていけるようなものはなかなか区別がしにくいだろうと思う。その点はアメリカから供与されるというものの中には入つて来ないでしよう。部分品をずつと送つて来て、それを組み立てておるといふなら、これはこの条文の中に入つて来ると思うのです。が、日本で材料をつくつて、そこで日本人がつくつてくるものは、この条文の規定では入つて来ないように思ふ。やはり入るといふ御解釈ですか。

○山田政府委員 日本が独自で、日本の金で独自の装飾品をつくるという場合には、もちろんこの法の対象にはなりません。

○木下委員 金が向うから来たというやうなことで、同じものをつくつていゝるものが、一つは開せられる対象になり、一つはならぬというやうなことになる。これは大ごとだと思ふのです。そういう点は、そういう御解釈であれば納得が行きません。もつと研究していただきたいと思ふ。

○小林委員長 それでは午前の会議はこの程度にとめておきます。午後一時三十分より再開することとし、それまで休憩いたします。

午後一時五十分再開
○小林委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

法務行政に関する件について調査を続けます。発言の通告がありますか

ら、順次これを許します。井伊誠一君。

○井伊委員 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を審議するにあたりまして、これを理解するために、どうしてもその前提となるところの日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の第三項といふものの根本の趣旨を伺いたいと思ふのであります。第三項の第一項は、「各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏れ、又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。」この規定してあるわけでありまして、この第二項には、「この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。」このやういふやうに規定してある。第一項の方は、すなわち秘密保持をするために適当な措置をとらなければならぬことを義務づけておると思ふのであります。まず第一にこの点から承りますが、本法は第三項によつて義務づけられてこれをつくるのであるか、それを承りたい。

○木村国務大臣 お説の通りであります。日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の第三項には「各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務、又は情報についてその秘密の漏れ、又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執る」とありまして、要するに両国間において互いに合意した秘密保持の処置をとる。必ずしも法律といふことはうたつていないのであります。しかしこの相互防衛援助協定と同一の協定がアメリカ合衆国ともう一つの国との間にできているのであります。しこうしてそれらの国の大部分と申していいのであります。が、すべてそれらの国におきましては、もう既存の取締り法令がありますから、これによつて秘密の漏れまたは危険を防止する処置がとられていてわけでありまして。しかるに日本におきましては、御承知の通りさうな取締り法令といふものはありません。ここに於いてこの協定に基いて今度新たに日米相互防衛援助協定に伴つて秘密保護法案といふものを提出いたしまして、ただいま御審議を願つてゐるわけでありまして。

○井伊委員 法律を特に判定するといふことはこの条約の上からはさういふ義務はつけられていない。この提出になるところの日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、これはわが國が自主的にこれを制定するものである、こゝういふやうにお聞きしてよろしいのですか。

○木村国務大臣 さやうでございまして。この協定第三項に基いて処置をとるといふことになつております。この処置の方法といたしまして本法案を作成したわけでありまして。

○井伊委員 今のやうに必ずしも第三項によつて義務づけられるというわけではなくても、この立法の趣旨はやはり第三項のここに出てくるものではないかと思ふのであります。この第一項と第二項、これは私の見るところでは、第一項はこの秘密を防衛するところの措置をとらなければならぬ、こゝういふことであり、第二項においてはそれは秘密保持に矛盾しないやうにしなければ、こゝうしてこの協定に基く活動を公衆に周知させるために適当な措置を講ずるといふことを要求していると思ひます。この二つのことといふものは、私は相矛盾するものとは考えませんけれども調整をとつて、秘密保持しなければならぬ。そして秘密保持に抵触しないやうに防衛援助協定の活動はこれを公衆に周知させなければならぬといふことがあつて、ここに非常にむづかしい問題が起きます。私がかように考へてゐるのであります。兩者抵触しないやうにするにはどうしてもそこに確固たる一つの基準といふものがなければならぬ。この立法をするにあつてはきつめてその点が大切であると思ふのであります。政府においてはいかなる構想をもつてこの秘密保護法案に臨んだのであるか。それをお聞きしたい。

○木村国務大臣 この相互防衛援助協定の第三項の趣旨は、要するに秘密保持と矛盾抵触しない範囲内において、この協定に基く活動について公衆に周知せしめるやうな適当な処置をとるといふことになつてゐるのであります。原文もまさにその通りになつております。そこで秘密保持はどこまでもそれは維持して行く。その秘密保持を保ちつつこの協定に基く活動——これは活動と諷刺していいかどうか疑問でありますけれども、要するにさういふやうな方法をとることを一つ約束したものであります。秘密保持はどこまでも秘密保持として相當の処置をとるといふことは第一項において明らかであります。

○井伊委員 その精神によつて秘密を保持して行くといふことにするために、必ずしも立法の処置を講ずる必要はないのでありますから、さうすればこれに対してはなお政府としてはこのほかに、行政的な措置によつて日米相互防衛援助協定に基く活動について公衆に周知せしめる、しかも秘密保持と矛盾しないやういふさういふ対策を持つておられるのであります。法案としては今御目出されまして、これと、まだこのほかにやはりこれを実現するための措置をとられるのであります。それをお聞きしたい。

○木村国務大臣 それは一般の民衆に對して十分理解をせしめらるゝやうなならぬ、さういふ人に迷惑をかけることはわれ／＼は避けなくちやならぬといふことは當然であります。そこで秘密の対象物になるものをよくわかつてもらふ。さうして一面において秘密の保持をしなければならぬので、そこで今度御審議を願つております法案の第二項によりまして「防衛秘密を取り扱う國の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずる。」こゝういふ規定を設けたのであります。要するに政令でもつて秘密の対象物であるものに對しては標記を付して、一般の人たちに秘密であることを明らかにいたし、また一面においてさういふ秘密の装飾等と修飾その他これらのものを取扱ふ者に対しては、これは秘密のものであるからといふやうなことを通知して、それらの人を一面において保護するといふ処置を講ずるわけでありまして。従いまして一般の人たちに秘密の防衛のために、これが秘密なものであるといふことを了知させる

手段を講ずることになつておる次第であります。

○井伊委員 第三条の第一項のところでは両政府で合意するところの措置、こういうことになつております。その内容というものは「この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏れ、又はその危険を防止するため、相互の政府において納得した、合意したところの措置を講ずる、こういうことになつておるのであります。今の御説明にありますが、この秘密保護法案の中にも記されておる、秘密に属するものの表示をするというような措置、こういうようなものだけでなく、現に立法をしておるこの秘密保護法案というものはアメリカ合衆国の了解するところのものであります。

○山田政府委員 これは外務省から伺いまして承しておるところでございますが、第一條の第三項一、二、この二号につきまして、アメリカ大使館側と合意したというふうに聞いております。

○井伊委員 この際はお聞きしておきたいと思ふことは、「日米相互防衛援助協定」というありますが、これは日米相互防衛援助協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定、こういう二つのものをさす、この規定されておるのであります。この日米相互防衛援助協定というものは、あるいは日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定というものは、現在審議を続けられておるこの日米相互防衛援助協定と、それから過渡承認を得たところの日本国とアメリカ合衆

国との間の船舶貸借協定、こういうものだけをさすものであるか、それともそう特定したものでなくして、これから後、同じ名目のこういう協定が出て来る場合、あるいは今審議を続けておる日米相互防衛援助協定に準じて承認を得ておるこの船舶貸借協定というものを対して改訂が加えられ、あるいは合意をこのうちに含めておるものであるかどうか、この点を伺いたい。

○木村國務大臣 ただいま御審議を願つておりますところの、この法案に於いての對象は、現在また御審議を願つております日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定並びに先般制定されました日米船舶貸借協定の二つに基くものに限つておるのでありますから、あらためてやる場合には、また法律を制定する必要があるかと思ひます。

○井伊委員 次にこの秘密保護法案の對象となるところのいわゆるスパイ活動について伺いたしたいと思います。

これは秘密に属するものは秘密会で伺つてもよいと思ひますが、一般的に公にできるところのどういふものが、この秘密保護法に抵触するスパイ活動の對象になるかということについてお聞きをしたいのであります。

聞くところによりますと、東京都は各國のスパイの集積地であると言われ、それらのスパイ自身の間においてだけでも、百数十名という者がスパイ活動をしておるといふ話であります。特にGHQがなくなつた直後からといふものは、上海の方から、海上保安の手薄に乗じて、非常に多くの者が入国しておるといふことを言うのであります。

が、今日軍の諜報活動ないし政治上の機密の情報活動をする、内外のこういうスパイ活動に當つておる者に対して、政府はいかなる対策をとつておるか、これをお聞きしたい。

○木村國務大臣 この法案の目的とするところは今申しましたように両協定で供与された船舶その他航空機等一般武器、弾薬その他の装備品及び資材について秘密を防護しようとするものであります。今お話のような一般のスパイ行為はこの法案の對象にはならぬのであります。さういふ一般のスパイ行為については取締り規定を設けるか設けなかつたかというところは、これは別個の問題であります。要するにこの法案の目的とするところは、アメリカから貸与を受けた今申し上げたもの、このものについての秘密を守ろう、こういうことである。

○井伊委員 今のお話のこの法案で取扱つておる對象は、言うまでもなくこれは米國から貸与せられておるところの、供与を受けておるところの物件その他のものについての秘密を取締るものであります。しかし、こういうことは日本人だけがこの秘密を探ろうとすると、か、さういふようなものではない。現にこれは國際的な問題でありまして、私は通常のスパイ活動の對象といふものよりも、むしろこの法案で取扱つておるような對象の方が重要なものではないかと思ふ。私はこの法案が取扱つておる範囲を知つてはおりますけれども、さうではなくて現にさういふ活動が繼續しつつある、現にこの日本へさきへ、なものが日米相互防衛援助協定に基いて供与されて来る。

ここからやはり諸外國のスパイが入つて、これを對象として活動をするといふことは現に始まつておるものと考えたいと思ふ。さういふふうに考えますがゆゑに、これに對して政府はどういう対策をとつておるかといふことをお聞きしておるのであります。

○木村國務大臣 お話の筋はわかりました。日本人以外の外國人でありまして、この法案によつて防衛せんといひます秘密についてスパイ活動を行つてこの法案に觸れた者は、むしろ處罰の對象になるわけでありまして、それらのものについても特にわれわれは十分警戒して秘密の漏洩を防がなければならぬ、さう考へております。

○井伊委員 内閣審議室はどんな仕事をしておるものであります。この問題に對して、つまり諜報関係、さういふようなことについて……

○木村國務大臣 内閣審議室では、いろいろの点からいへば國際情報を取集したり國內情報を取集したりするのであります。今あなたのお仰せになりましたさういふスパイ活動の取締りについては活動してないと思へております。

○井伊委員 このMISA協定に對して國民が最も不満を感じてゐるは不安を感じておる点は、この装備品であるとかあるいは完成武器であるとかいふ内容が明確でないという点にあるのであります。この法律は結局この点について装備品の定義であるとか、その内容といふものを一応定めておるのであります。さういふことを期するといふことが最も大切なところなのであります。たとえばこの装備品等の定義のごときも、これはきわめてはつきりし

ないところのものであると思ふのであります。船舶とか、航空機、武器、弾薬、さういふふうに規定してあつて、一見明瞭なるかのごとくでありますけれども、たとえば船舶といふような一つの名稱にいたしましても、さきに船舶貸借法が通過しますときの審議の際に米國の軍艦であるところのものが……

○小林委員長 井伊君にもよつと申し上げますが、今予算の方で横路君が長官に對する質疑を言つておるさうです。簡単に済むといふことですか、その間に他の政府委員に對して質問をお願いします。

○井伊委員 それではさういたしましう。この船舶といふような一つのものをとりましても、さきに船舶貸借法が通りましますに、米國の軍艦を日本においては船舶とさういふて、軍艦と船舶をことさらに區別をいたしまして、結局これは船舶といふことで通つたわけでありまして。さういふような笑例を見て参りますと、この一見何でもないように見えておるこのこれらの名稱でさへも、米國と日本とは定義が違ふのではないか。皮肉なことのようにありますけれども、さういふことが考えられる。さうなつて来ますと、この船舶、航空機、武器、弾薬、さういふつておつただけではたして秘密の對象とする範圍がはつきりしておるかどうかといふことも、私どもは非常に疑うのであります。ことに装備品等といふのはさういふことかといふと、装備品としてその中に例示をして、その次に資材としてあるものでありますから、結局装備品等といふのは、装備品と資材だ、さう解釈するのであります。そ

の船舶あるいは航空機、武器、弾薬その他の装飾品というに至つては、一体その他のものとは何を意味するの、か、こういうこととあります。その他、こういうものを書いておけば、あとはごくつまらないものを考えるようであり、考えられなくても、一見つまらないように考える微妙なものの中にこそ、実は最も秘密となるべきものがあるのではない、か。ことにこれは文章としておかしいと思ふのですが、その他の装飾品では全般的な説明であつて、これではどうも何のことかわからない。装飾品とは装飾品である、こんなような表現の仕方ではなおさらわからないのであります。私はこういうのはただ一例だと思ふのでありますけれども、こういう定義があるのかどうか、それは日本の定義とアメリカのこれらの定義は一致しておるのか、あるいは、そういうところに食い違ひがないのである、か、こういうことを私はお聞きしておきたい。

○山田政府委員 大体この法案は、日米相互防衛援助協定並びに船舶貸借協定を受けて規定をいたしておりますので、つとめてアメリカ側の定義に近い定義をいたしたい、かように考えまして、立案いたしましたのでございますが、アメリカの方の法律上の文言を見ましても、必ずしも明確なる定義がそれぞれ用語に下されておられませんので、われ／＼としても努めてこれをはつきりいたしたいという努力はいたした次第であります。

○井伊委員 私はまだ各条章に入つておりはなないでありますが、たとえばそういうふうに「装飾品等」といつておきますものでも、定義自体が、すで

に政府がどういふ解釈をとつておりますか、アメリカの定義となるべく近いものをとるといつてみたところで、そういうものが別にはつきりしておるわけでもありません。われ／＼は少くともそういうものがはつきりされなければ、こういうごく簡単な定義だけでは、なか／＼承服しがたいのであります。これがどういふふうな現実的なものとして現われて来て、これが結局法に触れて来るか、触れないかということになりまして場合に、これを判定するものは、言うまでもなく、これは裁判所でありまして、裁判所の解釈次第でありましようけれども、おそれくは、それはわからない。そのときに政府の解釈などを裁判所は待つてはいないので、ここでどうしても立法をする際には、おいては、こういう点は非常に明らかにしておかなければならぬと思ふ。MSAに基いて米政府から供与された装飾品等について、構造だとか、性能、製作、保管、修理に関するところの技術、使用の方法、品目、数量というふうなことで、ごく簡単にわかるのは、品目と数量だけは、これはあまり議論はないかもしれないけれども、使用の方法であるとか、構造、性能などというふうなことに至るならば、こういう漢とした数多くある船舶、航空機、武器、弾薬という、その構造や性能、ことに性能などというふうなものになつて来れば、一体これが秘密だといふのであります。米政府から日本が受継ぐときに、これが秘密であるという秘密の中核となるものを日本が理解しておるかどうか、日本が米政府からこれを受取るときに、理解をしておるものがあるのかどうかということが

問題であります。私はこれは非常に重大な問題だと思ふのです。国の法律の提案をする者が、秘密を防護するといふ法律を提案しておきながら、その秘密自体を認識しているかどうかかわからないのではない、か、いうことになつて来ると思ふ。盲が自分の見たこともないものに對して、国民に對してこれに触れてはならない、これを見てはならないといふことがよくある。これを提案することになる。それとも向うからMSA協定によつて日本がこれを受取るに、その秘密の内容としようものは日本においてほんとうに了解をし得るようになつておるのかどうか、その点をひとつ伺いたい。

○山田政府委員 お尋ねの点につきましては、アメリカから供与を受ける際には、個々具体的にどこが秘密であるか、またその秘密の部分はどうかという通告を受けて承知いたしております。

○井伊委員 ついでですからその点を聞きたいのですが、その御説明になれば一応わかるようには見えますけれども、これこそ実に性能の秘密なんというふうなものは、これが秘密の範囲だといふようなことはわかるわけがないと私は考えます。ちやうど機密、極秘、秘の三段階にわかつたというふうなものがアメリカから立てられたようなものに属して、こちらの方にそれをほんとうに理解をして、これが真に極秘に属する、秘に属する、かといふような區別がはたしてできるかどうか。これは一つの地所の上へいをめぐらして行くようなものではないと思ふのです。これは今問題になつておりますところのつまり原子核の性能の問題、そういう

ような問題がだん／＼兵器の中に取入れられて来るということになりますと、そういうようなものの理解といふものは、私は外国からこちらの方へ何ぼ説明したつてな／＼わかるものではないと思ふのです。そうすれば要するに、この範圍のこととはどういふ広いいをめぐらして、何だかわからないけれどもこの中は秘密だといふくらいのことしか日本政府はわからないのではない、かと思ふ。そんな國際的な懷疑のうちに属しておるほんとうの秘密といふものをこの兵器——今の兵器がそうだとするわけではないけれども、あるかもしれない。秘密なんですからわからない。あるかもしれない。そういうものが来たときに日本でそれをほんとうに理解するかどうか。そうすると日本も大体においては、秘密の秘密といふものはわからないで、ただわく／＼もつて受取つて来るだけではない、か、こういうふうな思ふのですが、その点今の御説明ではまだ私は納得しかねるのです。それはほんとうに向うの秘密の中核たるものも日本に示して来るものであるかどうかといふことをもう一度お聞きしたい。

○山田政府委員 原子核の研究等高度の秘密に属しますものは、アメリカでは原子力法その他の關係法律によりまして、いづれのMSA協定においても現在供与をいたしておりません。また現在保安庁におきましては、いまだ技術水準が非常に低いのは遺憾でございますが、将来鋭意技術研究、技術水準の向上に心がけて、アメリカから将来高度の秘密の装飾品を受けた際に、それがいかなる程度に構造、性能について機密であるかという点をはつきり理解のできる態勢を整えたい、かように考えております。

○井伊委員 今の場合、まずこの法律をつくつて国民によらしむべきところの秘密となるべき対象を示すといふことになるけれども、今の段階ではまだ立案者の方の側でもほんとうの秘密が理解できるかどうかかわからぬ、こういうふうにお考えのようである。将来はやはり貸与するところのアメリカの方の科學的水準まで行つてこれを理解し、真の秘密の中核をも理解してこれを受取るというように承るのである。そういうふうな段階でもあり、今のようになさ／＼のものの名前でも、アメリカの定義となるべく近い理解をするように努めてこの貸与を受取るうとしておるといふことで、確かにその間には違ひがある。やはり向うのものの秘密の内容も理解しようとして努めておるが、今のところはまだそのところまで行かないという状態である。そういう状態がこの法案の骨子ができておると私は思ふ。そしてこの結論はどうかといふならば、これだけのものは防衛機密である、こういうふうにしておる。これを犯した者は懲役という刑罰に処することになつておる。しからばこれに對してこれが秘密だ、これが秘密でないといふことを知るかといへば、これによれば、ほんとうのへいをめぐらしたもので、その中をのぞいた者は、不法にやつた場合には罰する。こんな非常にくつて民をしてこれに陥らしめないうに孟子は言つたのですが、刑罰というものは、大よそ基本的人權そのも

のを制限するものであるに相違ない。それでもどうしてもこの精神を破らなうためには、罪刑法定主義が原則である。ところがこういうふうな非常に漠然と規定をされておるために、国民としては、一体どういふようなものが危険なのか、やつてはならないのかというこのめどは、ほんとうにわかりません。そういうことはとんでもないことです。わが国の法律の体系というものがまったくずれて行つてしまふと私は思う。これはどうしてもこういふような程度のものでしかつくることができないのでしようか。行政的措置というふうなものでは、それはいけないのでしようか。先ほどちよつと承つたところによれば、今のところはこういうものをつくるよりはかに方法がない、こういうふうな言つておられたのですが、行政的その他の措置によつてできないものかどうか、もう一度承りたい。

○山田政府委員 先ほどの私の御説明がいささか言葉が足りなかつたかもしれませんが、現在貸与を受けておるもの、あるいは近き将来に貸与を受ける装飾品等につきましては、いまだ具体的ににはつきりいたしておりません。しかし少くとも日本政府で期待しておるようなものに関する秘密につきましては、現在の保安庁の技術者陣営をもつて十分その構造あるいは性能について秘密の知識を持ち得る、かように確信をいたしております。なお先ほどの行政上の措置で従来カバーして来たものをどうして今回立法措置をとるかという御質問につきましては、なるほど日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定を締結いたしました当時にお

きましては、これをただちに立法化するといふような措置をとらず、なるべく官庁の機密保持という線を強く出しましてくふうをいたして参つたのでございます。しかしながらこの協定に基づいて供与されましたP.F.あるいはL.S.S.L.等の船舶を一部ドックに出したり、部品を修繕に出したりした際に、たまたまそれに機密に該当するような事項がございまして、アメリカ側から嚴重な注意を受けました。これは単に官庁の行政上の機密保持というだけでは十分でないことがはつきりいたして参りましたので、今回この協定もこの法案の中に盛り込むようにいたしましたのであります。なお今後M.S.A.協定が締結せられたあかつきにおきましては、将来の姿はまだはつきりいたさないのをごさいます。が、域外調達その他において、日本においてこれらの装飾品を相当多数生産することに相なつて来るかと思はれるのであります。さうな場合に、それが秘密に属する装飾品でございしましたならば、官庁の機密保持の励行ということだけではどうも十分にはまかない切れず、また先ほどからだん／＼お話の出しておりますように、わが国内におけるスパイ活動も今後相当熾烈になつて来ることを考えられますので、彼此勘案いたしまして——立法措置によるということが第一義ではございせんが、行政措置によつてできるだけこれらの秘密が部外に漏れないように努力いたすこともに、一般国民に対しましてもかような立法措置によつて協力をお願いするとはやむを得ないのでなかろうか、かような見地から今回の立法に至つた次第であります。

○井伊委員 この秘密の中核は、なかなかつかみ得ないとしても、それからあまり遠くない周囲の環境、それだけに触れないようにすれば、一応秘密が保たれる。こういうことになつて大まかな規定をこれはしてあるものと考えられますが、しかし何といつても秘密を保たせるためには、ほかのところは明確にしないようにするのが結局落ちであります。はつきりさせれば秘密ではなくなりそうだし、ぼやかして置くといふことが秘密を保たせる方法になるのではないか。そういたしますと、この法律の運用ができるようになるのは、結局秘密の点はぼやかしてしまつて、わからないようにする、国民一般にははつきりさせないといふことが方法になるのではないか。この法案の大要を見ますと、私はどうもそういうふうに見える。推理の結果やはりさうだと思ふように、ぼやかして置かうと思ふのです。そこでこのぼやかして置かう結果が秘密を保護する方法であるかもしれないが、同時に国民にとつては非常に危険なものになることがある。落し穴の底がはつきりしているものであるならば、そこをどこに竹矢来をしてあるかによつて、国民はそこに陥らないけれども、なるべくそこに秘密があることをば隠したいといふことになれば、その落し穴の輪郭もはつきりしないといふことになつて行くような考え方がこの中に含まれている。これはやむを得ずさうなつて行つてはならないかと思ふ。そこでどうしても国民がそのところに落ちて行く危険があるものであります。国民というのは何でもない庶民階級だけではないんです。裁判官も落ちて行くんだ。警察官も落

ちて行くんだと思ふ。それはわからぬのです。そこでこのところに一番危険を感じるのは何であるかというところ、国の方針がそういうふうな協力を求めているんだといふことを理解するようには、なるべくそれに近寄らないように努めるだろう。大部分の者はさうするであらうけれども、これは秘密である。ゆゑにこれは保つて行かなければならないといふ警察官、捜査官の立場にありまして、どうもその点をわかっていないくせに、それを自分の考えによつて、すなわちわくのうちに來ているんじゃないか、つまりさういふ秘密の範囲を侵しているのではないかということを常に考へているから、その見解がはつきりせぬといふことで、予防の点において非常な心配をしていゐる。これは高橋委員もさきに述べておられるところでもあります。この点がこの法律案を制定する上において、どうしても中心の問題にならなければならぬ。日常何でもなく生活をしていゐるものうちに、そして憲法に保障されている基本的人権がちゃんとあるものに、あまり目に見えない、はつきりしない輪郭の落し穴があるような法の制定といふものは国民をだましてやつていゝようなことだ。さう言つて、言い過ぎですけれども、さう言うよりほかに方法がないじやないか。知能を上げつてもこれよりほかにしようがないんじゃないかといふかも知れぬ。私はさうも考えないのです。……やはり予定の考え方があつたから、それよりほかにしようがない。結局国民の基本的人権に重点を置くか、それともアメリカの方から供与を受けて、義務づけられていゝものだから、それにこたえ

るためにはそれだけのことをしなければならぬ。さうではないと、先ほどお話をしたようにすけれども、向うから苦情が出る。それに合せるためにこれができる。結局そこに矛盾が出るのじやないか。最後に、これを決するのは何であるかというところ、やはり自主的に日本が決するのであるからして、その点どう見たらいいかといへば、私たち国民は何にも罪がないものです。さういふ点について、立法府においていつの間にかこんなあややなものをつくつて、それが法律になつていゐる。しかしながら国民一般も知らないし、捜査官にもはつきりせぬ。しまいにやつて裁判をする裁判官にもどうもはつきりせぬやうなものを、われ／＼がここにつくらなければならぬか。承認しなければならぬか。私はさういふことはできないと思ふのです。……ありますが、この見解は、国の置かれた位置を考え、現在の國が国民の上に立つていゝ國であるといふことを考えると、一体どつちに重点を置くべきであるか。今の日本の立場からいへば、これは非常に重要な問題だと思ふ。自主性を持つて行くか、それともさうは行かない、これだけのものを受けていゝからにはさうしなければならぬ。さういふものをどの点で線を引くかといふ問題だと思ふ。政府においてそこをどんなふうにか考へていゝらうか、お伺ひしたい。

○山田政府委員 ただいまのお話の点につきましては、われ／＼立法に参画したのも、同じく最も苦心をいたしたところでもございまして、あくまでもわれ／＼は国民の基本的な人権の尊重の線、また秘密保護の國家的な要請を

どの線で調整し、マツチさせるかといふ点につきまして、いろいろ私どもは私どもなりに苦心をいたした点でございます。ただここで秘密になつておりますものは、相当程度高い秘密に属するものでございまして、通常普通人では容易にその秘密に接するような機会があるとは考えられないような程度の高い秘密を保護しようと考えているものでございまして、またこの罪を犯すには、それが高度の保護を受ける秘密であるというふうな認識——犯意が必要でありますので、たま／＼うっかりこの秘密の事項に接して、何も知らずにそれを他人に話したというふうな場合には、何らこの法律に抵触いたすものではないので、無実のことによつて国民が迷惑を受けるということとは、本法案では何ら予定をいたしておりません。われ／＼といたしましては、かような秘密の定義あるいは範囲を可能ある限り明確化し、可能な限りこれを限定し、しほりまして、国民に迷惑のかからないように努力を尽したのでございまして、一面先ほどのお話しにもあります通り、かような秘密保護の法規の性質上、これを一々具体的に公示をいたすことは、かえつて秘密を暴露いたすことにも結果的になりますので、勢いこれが包括的な規定のやり方にならざるを得なかつたのでございまして、その点をカバーする意味におきまして、特に第二条においてこれらの物件等に対する標記、通知等のいろいろ／＼行政的な措置を講じて、幾分なりともこれが救済をいたしたい、われ／＼はあくまでも国民の基本的な人権の尊重ということを念頭に置きつ

つ、必要最小限度の規定としてこれが立案をいたしたものであります。
○井伊委員 その点は一応何でありませんが、一般の国民にはその秘密についてこれならば誤ることがないというふうな大まかな、最も安全な一つの標識のようなものを示す必要がある。しかしながら国民のうちにはその標識に比較的近くおられるところの職域があるわけですから、しかしこれはおそろしく少数の人に限定されておられるけれども、それからその一つのわくの外へこれを広げる、さらにわくを広げて行くという段階をとるのだと思ふのであります。が、こういう場合に国民に対する示し方は、たとえば警察官等に対してはこれがどの程度に示されるか、あるいは裁判所にはどのくらいに示されるかというところがあり得ると思ふが、そういうものを一般の国民と区別をして表示の措置を講ぜられるかという意味であります。全国民に対しては一律であつて——特に機密に携わつておられる者に対して、それに対しては特別な措置があるわけですが、それ以外のものに対してはもわくを別にして、そうして秘密を知らせるといふ方針をとられるわけですか。

○山田政府委員 核心に当る答弁ではないかもしれませんが、このMSAの第三条の二項にもあります通りに、秘密保持にさしかねない、矛盾しない範囲内におきましては、MSAの実施状況をできるだけ国民に周知徹底する措置を講ずるといふような約束でございまして、また保安隊自衛隊は将来とも国民の保安隊自衛隊といたしまして、できるだけ国民と密接に接触をして参りたいといふふうなことからいいたしまして、この保安隊の装備なりあるいは訓練の内容をできる限り一般に公開いたしまして、国民に理解と親しみをもちたいといふようなふうなわれわれとしては努めて参りたい、かように考えております。

またこれが運用に当ります一般の警察官等につきましては、十分に法務省と国警当局その他の関係の御当局が打合せを願ひまして、末端に周知徹底をいたすようにされると思ひますし、かりにかような容疑がございまして事件に手をつけようというふうな場合には、必ずそれを中央に稟議をしてそれが秘密に該当するかないかというところを確かめてからやるというふうな慎重な措置がとられるものと期待いたしております。

○井伊委員 今のところは大体了解したのであります。アメリカからこのMSA協定によつて供与を受けるものについて、そのものに秘密がある、その秘密の内容は、これは想像するに、ごく一小部分の人に限定するのはないか。それも先ほど申し上げましたように、アメリカが秘密の中核を日本に知らずかどうかは私はむしろ疑つておる。それにわくをはめたものを日本の方へ与えるであらうと思ふ。そういうふうな想像するのではありませんが、とにかくそれだけでもそれは日本の国民のうちにはごく少数の人しか知らない秘密であらうと思ふ。その秘密を——なすべく国民にMSA協定の精神を理解せしめるために、保安隊なり警察隊なりの活動状況などを国民に理解を持たしめるように、国民と親近せしめるようにしたいといふ言つておられますけれども、それは秘密に触れないようにということなんです。秘密がその中に出入りか出ていないかなんです。私は秘密というものがごく少数の人のみに知られておるといふように思われておるときに、検察庁の方にその秘密の内容というものが知られるような広がりがあつておるといふことをお尋ねしておるのではありませんか、そういふ余地があるか、この点をお尋ねしておるのではありませんか。

○山田政府委員 これはごく限られた、特定の、仕事としてその秘密に直接マツチしておる者の範囲に限られると思ひます。

○井伊委員 そうすると自然それはある一つのわくの事です。立札を立てて、このうちに入るべからずといつたような適当な一つのわくだけを示して、この中は秘密なのだぞ、のぞくなということだけを示すのであると思ふのです。それでありますから、秘密の内容といふものはわからないので、形式的なものになつてしまふ。秘密の内容といふものはのぞいてはいかぬといふことです。秘密であるかどうかということはわからない。それを国民に示す方法としては立札を立てる、へいをめぐらすといふようなことで、この中は秘密なのだ、のぞくべからずといふようなことにするだけではないか。秘密が何ものであるかということが国民にはわからないのじやないかと思ふ。それよりほかに方法はないかと思ふ。そうするとこれは非常に形式的なものでありまして、国民には秘密が何であるかわからない。秘密を囲うておるとこの大きなわくを示して、これの中は秘密なりといつて、ここに近寄るべからず、のぞくべからず、これだけのものを示そうとしておる、それよりほかの方法がないのではないか。それとも秘密の中核をわかつておる者が数人ある、そうして秘密の中核はこれなんだというところを、あるところでは外に漏らすことが出来るのかどうか、そういう方法があるのならば、さらにそれを拡大してまただん／＼薄めて行く方法があるのか、それをお聞かせたい。

○山田政府委員 今お示しのようなことはあり得るかと思ひますが、そこまではこの法案では要求してないわけでありまして。

○井伊委員 そこで結局これは、この秘密を保持とすれば、日本の中でアメリカから直接その秘密を打明けられた人たちは別として、玉手箱の中に入れたものを受取るだけであつて、ほんとうのものはわからない。へいを越してこのうちのはのぞいてはいかぬ、玉手箱のあることさえも見てはならぬということに結局なるのだ。国民に誤りなからしめるような方法としては、それよりほかにないかと思ふ。私はそういうものになるから、警察などはわからなくて困つたものになるかと思ふのです。要するにへいのところをのぞいたといふことになる、形式的にそれでもつて処罰されるのだと思ふ。ほんとうの秘密なものじやなくて見当違いのもの、のぞいておつても、やはりへいのものをのぞいたといふことでやられるという形式的なものになつてしまふと思ふ。こういうことは一番誤りないようなものではないけれども、実は非常に困つたことになると考へるのです。これはだれにもわからないのです。ひとりよが

りの政府のある一部分の人たちが、ただこれは秘密なんだということがわかつておるだけで、あとは何もわからないう。それとも裁判官にはこれを示すのですか。実質的に秘密そのものをのぞかなければならない、上の方から写真をとつた、そんなものは問題にならない、こういうふうに言うのですが、しかしとにかくこれはある一定の区域といふものは撮影してはならぬといふことになれば、どこが撮影してはならないのかわからないけれども、とにかく広いところを半径何マイル以内のところは撮影してはならない、こういうふうになるでしょう。それがつまり秘密を犯す罪ということになるだろうと思ふのですが、どうですか。

○山田政府委員 この第一条の第三項第一号にも書いてあります通り、ここで秘密として保護しようとするものはイからニまでに掲げてある事項でありまして、かりに立入り禁止区域から単にのぞいたというだけでは、おそろくそのものの形でありまして、あるいはせいふ、その名前でありまして、か、さうな程度のものでしかわかり得ないであろうと考えます。さうな名称であるとか形状というふうなものは、今回の法案では秘密保護の対象から除外せられておられますので、さうな程度で秘密が漏洩されるということはおそろく考えないものであります。もつと深く細密に立ち入つて、その「構造又は性能」あるいは「製作、保管又は修理に関する技術」その他ここに列挙いたしましたような事項についての秘密を保護しようとするものであります。単にわくだけをきめて、一切の国民の口からはこれを封ずるとい

うようには、私ども考えておらない次第でございます。

○井伊委員 私の申し方がちよつと悪かつたのでございしますが、しかし御説明のところは非常に参考になつたわけでありまして。私の申しましたのはそういう意味ではなくて、秘密といふものにわくをかけるよりほかしようがない。たとえば地域的なことを私考えたいわけじゃないのですけれども、本法案における第一条第三項第一号イロハニといったような、こういうものに関係するとはわかつておりますが、こういう抽象的な一つの性能だとかあるいは構造だとかいうようなものをたとえてみますと、これはやはり性能ですか、場所とかそんなものじゃないのですから、その性能に一つのわくをかけたいものを示すほかにないじやないか。性能がこれだけあるといふことはわからないう。それだからあとになれば、この秘密の範囲というものは、取締りをする方面には示される可能性があるのか、それとも向うから受継いだ秘密は、中身は何であるかわからないけれども、箱に入つたままにしてこれを秘密だとか国民に言つておるのか。広げる余地はないのか。そうすれば秘密は保たれましよう。秘密は保たれるけれども、そのかわりこれは首めつぼうであつて、国民は何が何やらわかりませんし、警察官なんか何もわかりませんし、裁判官もわかりません。そういう結果になると思う。それですから、結局のところある場合には、そのところの内容を少しづつある人たちに示すのですか。そういうことをお聞きするのために、今のようなことを申したのです。半径幾らというようなこと

を言つたのはそういうたとえでありまして、この点いかがですか。

○山田政府委員 アメリカで秘密にしておる以上のことを日本側で秘密にいたしても何ら実益がありませんので、われ／＼はいたづらに抽象的にそのわくを広げようという考え方は持つておりません。実質的にはアメリカの秘密としておることと日本の秘密としておることとはまったく同一に考えております。ただわれ／＼は防衛上必要ない見地から、自主的にアメリカ側と同様の秘密を保護したとしようといふ考えで、今回の立案をいたしておるのでございします。なおただいまお話のございしたわく／＼という言葉でございします。なか／＼このわく／＼という言葉が抽象的で、われ／＼にもはつきりいたしかねる点もございします。たとえば照準器なら照準器といふものを例にとつてみた場合、この照準器は何メートルまで有効だといふことが秘密になつておるといたしますと、単に照準器だけでは秘密ではなくて、その照準器の性能として何メートルまで有効であるといふことが具体的につけ加えられなければ、そのものの秘密の性能といふことにならないと思ひます。また飛行機などにつきましても、たとえばジェット機を供与されるといふ例を假想いたしてみますと、それが巡航速度においては何キロ出るとか、最高速度においては何キロ出るとかいうことが秘密の対象になるうかと考えております。従ひまして具体的に事案が発生した場合には、その都度必要不可欠の限度においては、それ／＼の担当の警察当局なりあるいは裁判所なりの要求があるときには、その裁判官なりに具

体的な秘密の内容につきまして御連絡をいたすことが可能と考えております。

○井伊委員 その具体的な問題が起るときに、警察官なり裁判官の方に秘密の点を示すことは可能であるといふのでありますが、アメリカとの協定に基づいてきておると思はれるこのものの上において、アメリカの了解なしにそういうことができませんか。

○山田政府委員 それは業務上の措置として可能と考えております。

○井伊委員 業務上の措置としてならば、その範囲といふものは別になくて、全範囲に向つて業務上の措置として示すことができずか。

○山田政府委員 その都度具体的に要当と考へる範囲におきまして通知をすることができると存じます。

○井伊委員 要当の範囲は、そのときの範囲を判定する人がやることですから、根拠としてはどうです。その人が判定するだけでなくて、根拠はありますか。全範囲にわたつてこれを裁判官なり検察官なりに業務上の措置として示す可能性があるのですか。

○橋澤説明員 事務が具体的に関連しているように思はれますので、大体私どもの取扱ひの実情を申し上げますと、たとえば拳銃不審者が秘密の文書のようなものを所持していた、それではその秘密の文書に、たとえば防衛秘密といふものが入つておつたという場合があつたといふことです。これが防衛秘密に該当するかどうかといふことは、多くの場合、第一線の警察官から検察庁に對して相談があると思ひます。検察庁の方はその文書を見まして、あるいは保安庁の方と連絡をする。それではた

してこの条文に書いてある防衛秘密に該当するかどうかといふことを確かめまして、その処理をするといふことになると思ひます。もし起訴せられた場合には、これが防衛秘密であるかどうかといふことはやはり検察官の立証事項でございしますから、当然いかなる範囲においてもいかなる内容においてもそれが防衛秘密であるかといふことを立証しなければならぬのでございします。その意味におきましては、先ほど井伊委員の仰せられましたような、単にそのわくだけを示すだけではもちろん十分でございまして、それが何がゆゑに防衛秘密であるかといふことを、裁判所に対して証拠をもつて十分立証しなければならぬかと存するのであります。もちろんそれによりまして裁判所も防衛秘密の内容を具体的に調べるでありまして、またそれを裁判所が知つた上で、しかもなおそれが日本の防衛秘密に該当するかどうかといふ法的判断を下される、かような関係になつておると思ひます。

○小林委員長 三時四十分ごろから本会議が開かれるそうですから、そのつもりでお願いいたします。

○井伊委員 わが国には今のところ軍機保護法のようなものがない。今度これを新たに作る必要に迫られて来たのでありますけれども、わが国が国民の人権が重んぜられなければならない建前におきまして、今言ふ秘密の範囲を国民に知らしめる方法がない、これが確立してないといふことでは、これは国家の中に特別な、また国民の国家でない区域が広がつて来るというわけでありまして、ことさらにかようなこまかい点について政府のお考えを

○木村國務大臣　ただいまの御質問は、この法案によつて言論を抑圧される危険があるのじやないかということとありますが、私はさようなおそれはないと考えております。と申すのは、この法案において取扱つてゐる対象は、今申し上げた通りアメリカから贈

非公開を決定するところでございますが、私どもこの但書に該当するような事案は、裁判所において当然公開にせられるであろうかように確信いたしておる次第でございます。

○井伊委員　裁判所の考えによつてこれは非公開になる。但し八十二条の但書「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならぬ」といふ原則は、憲法上動かしがたいものであるから、これはたゞ合議審で非公開に決してもだめだ、こういうことなのですな。――一般の場合においては、非公開にすべきかどうかといふこの判断の基礎とするものが、やはり防衛秘密保護法そのものからいつて結果的に見ると、どうしても秘密内容そのものがわからなければ、非公開にしたらいいかどうかということもわからぬことになると思ふのです。そこで問題は、ある場合には判定の仕方によつては、秘密もあるいは公開裁判において出て来るかもしれない。もしそういうふうになりましたら、これはどうなんでしょうか。法廷において調べられる場合においては、国民は事実を述べられる権利があると思ふから、自然その調べられたる範圍において陳述をすることは可能であるわけでもあります。公開の場合にはもちろん該当しないののの法案の条章にはもちろん該当しないのでありまして、当然これは述べるべき

であると存じます。ただその場合に裁判所が、これから証人が秘密のことを述べるから、それは非公開にするということができるかどうかという問題になると思うのですが、私どもはその事件が八十二条の第二項の但書に該当するような事件であれば、これは当然あくまでも公開しなければならぬ、憲法の規定に従って公開しなければならぬ性質のものであつて、非公開にはできないと考えます。ただこの但書に該当しないような事件であり、また場合に、裁判官の全一致で公の秩序を害するおそれがあると考へて裁判所が非公開にするという可能性はあつたと存じます。その点はどこまでも裁判所が裁判所の独自の立場で決定する事項であつて、その運用につきましては私どもいささかも危惧いたしてはいない次第であります。

○井伊委員 私は一應總括的な質問をいたしました。が、答へ草についてはいさしにこの次の機会に御質問いたしたいと思ひますので、この程度にいたします。

○木下委員 大体おもしろいところは井伊委員から聞かれたのですが、「合意する秘密保持の措置」がこの法案なんです。これはアメリカと御相談なさつておるのですか、それともこれができ上つてからもう一ぺんお伺いを立てて相談して、それでいよいよきまるということになるのですか、またある範囲内では、こういう趣旨の法律をつくつてもあらればそれでいいのだという少しのゆとりがある、言いかえればこの法案が多少の修正をされてもそのまゝやはり第三条は問題にならんで済むような趣旨なんですか、この点を承つておきたい。

○下田政府委員 第三条に「合意する秘密保持の措置」と書いてございまして、ここで申し上げる必要がございまして、日米行政協定に同様の規定がございまして、そのときにははつきり、立法を含むその他の措置と書いてあります。従ひまして日米行政協定の場合には立法を行うことが日本側の義務になつておりました。今度の場合には立法という文字はございせん。従ひましてどういふ措置をとるかということとは日本側が自主的に判断いたしまして、特に立法の場合には、これは日本の法律でありますから、法案自体について米側と相談するということは必要でございせん。また事実として一条の三項にイロハニと具体的なアイテムをあげてございまして、この点だけは、もしアイテムがアメリカの考へてゐることと食い違ひましたら、これは今後協定の実施の上に困りますので、このアイテムだけを向うに知らせておきます。これに対して向うは賛意を表するといふ立場にないのですが、日本側のその通報に対して了承しております。この合意する措置というものは、主として協定が国会の御承認を得て発効いたしました後のことをねらつておるわけでありまして、具体的に援助でどういふものが来て、そして援助で来たもののどういふ部分をかゝる等級の秘密として指定するか、協定の附屬書にアメリカの秘密の等級と同等の秘密の保護を確保するといふことを約束してありますので、どういふものがどういふ等級の秘密とアメリカでしておるか、ということを確認しまして日本側でそれに対応する保護を加へなければならぬ、合意する措置といふのは、主として協定が実施されたあつきににおきまして、そういう個々の秘密の保護の実際的な措置を相談するといふことを意味するものと了解いたしております。

○木下委員 先ほど井伊委員の質問に答へて、桃澤説明員でしたか、そういうことがイロハニと書かれてあるといふことを伺つたのですが、ちよつとそれだけ伺つたのでは、この法律が国会を通つたとなれば、国内法としては有効な法律です。ところが合意の線から少しそれているといふような問題が起つたのでは、はつきりせぬと思つてこの点を伺つたわけですが、それからこれに出ておる供与といふ言葉ですが、その供与の中には、貸与の中には、貸与される品物とそれからただでくれる贈与、この二つを含むもので、それ以外のものではないと承知しておつてよろしうございせんか。

○下田政府委員 この協定の結果実際に参りますものは、大部分は日本に譲渡されるものと思ひますが、しかしこの協定の建前としては、それに限定しておるわけではございせん。でありますからあるいは将来譲渡でないものも来るかもしれせん。従ひましてそういうものにつきましては、日本に所有権が移りませんでも、やはりそのものの秘密を保護するといふ措置を講ずることが必要になる場合があり得ると考へております。

○木下委員 この供与といふのが今のお話で私に聞かせるもの、所有権の移るものと貸与されるものとの二つがこれに含まれておる。これは解釈論からいってしかるべきものだと思う。そこで

先ほどの桃澤説明員からのお話の中に出了たのですが、日本の兵器製造所でつくる場合、サンプルは向うから来たかもしれないけれども、こつちがつくるときはつくりそこないができる、つくりそこないができて、それは大体似たような品物といふことも考えられる。それからまた一つ駐留軍がおります。それからが常軌的に考えれば、こつちの供与されるものは、アメリカ駐留軍の持つておる兵器よりも品物は悪いものだろうといふことが予想される。そうすると、駐留軍の方のものをしたやつはこれは取締りの対象には全然ならないわけですね。駐留軍の今持つておるものと性能等が同じような構造のものが日本に供与されたものがあるだろうといふことが予想されますが、しかし被弾になつて取締られた男が知つたのは駐留軍の方から知つたものであつて、日本の方から供与されたものからではないといふことになる、その方は問題にならないといふようにこの法律からいへば解釈してよろしいのですか。

○桃澤説明員 ただいまのアメリカ軍の所有しおてります兵器についてはどうかといふ点についてお答え申し上げますと、一昨年国会を通過いたしましたいわゆる刑事特別法がございまして、刑事特別法の第六條によりまして、やはり艦船、航空機、兵器、弾薬、その他軍需品の製造または性能、こういうものはアメリカ合衆国軍隊の機密として保護せられておるのであります。もしもこれをある目的でまたは不当な方法で探知、収集した者、または通常不当な方法によらなければ探知し、または収集することができないようなものを漏洩した者、こういう者は処罰せられることになっております。

○木下委員 私の伺つておるのは、それはこの法律では、この目的にはならないといふことに了承してよろしいかといふことです。

○桃澤説明員 その点は本人の認識の内容になると思ひますが、アメリカの軍隊が持つてゐる兵器の機密はかくかくであるといふことを漏らしたといふたしますと、この場合には刑事特別法の違反が成立する。しかしそれが同時に日本に供与された装備品の機密であるといふことを知つておりました場合には、やはり今度のこの法律の違反に該当し得る場合があると存じます。

○木下委員 私の聞いておるのは、アメリカのそれをやつたときには、同じようなことなんだけれども、種がアメリカから出たおればこの法律で取締られる対象にはならぬといふのは当然のことであると思ふ。この点を伺つたわけでありませう。

○木村長官にお聞きしたいと思ひます。保安隊の隊規がたいへんゆるんでおるといふことが世間の相場になつております。いいことをしたのにはほめる規則があるらしい。昔のような何か軍規を取締るために、特別にこの連中を気合を入れるようなことをするといふようなことをお考えになつておりますか。また現にそういう方法のこ

とをやつておられるか、それを伺いた

○木村長官 一部に不届きな者のあることは遺憾ながら認めざるを得ない。これがために保安隊全部の隊規がゆるんでおるといふことは、私はどうも認め

ておりません。一面において非常に昔

の

の軍隊とかつたよさを持つておるといふことを、私は率直に言わざるを得ない。きょうも実は数氏の議員から、最近の保安隊が各所に災害派遣、土木工事などに行動してくれた、それについて規律の厳格、また行動の機敏その他においては昔の軍隊に見られないよさがあるといふことで、私はおほめの言葉をちようだいしたのであります。しかし一部でもさうな規律のゆるんだことがあるといふことは、まことに遺憾であります。それについてはわれ／＼は職に懐かなければならぬと考えております。それに対する処置いかんというお尋ねでありましたが、それは時々訓練強化期間あるいは監察機関をして隊規の弛緩を戒めておるのであります。今後ともわれ／＼はこの方面について十分力を注いで、国民の期待にそむかざるようにいたしたい、こう考えております。

○木下委員 今の憲法の建前から、昔のような營倉に入れるとかなんといふことはできないだろうと思う。そういうことをやつておるようなことはありませんか、お尋ねしたい。

○木村國務大臣 昔のようなやり方はやつておりません。われ／＼の方針としては、要するに自衛的のものをやらせなければいかぬといふ方針から、努めて彼らの創意に基いてすべて処置をさせるといふ方針をとつて行つております。従いまして、各隊長も隊員の中に飛び込んで、一緒に訓練に励み、また楽しむべきは楽しむといふ方法をとつてやつておるのであります。上からして、強制的な処置はとつておりません。そういう方面のことから、一部には昔のような上から押えるとかの

方法の方が形式上非常にいいようなことを言う人もありますが、われ／＼はさうに考えておりません。自衛的に隊員におの／＼規律の厳格を養成させるような手段を講じておる次第であります。

○木下委員 最後につだけ伺いたい。もうこれは去年から予算委員会その他において、戦力なき軍隊という問題で、ざつとばらんに申ししますと、よくも同じようなことで根気よく質疑応答しているものだといふふうにすら思えるほど繰返されております。戦力なき軍隊というよりなほうもない熟語は、あなたが創造されたか、法制局長官が創造されたか知りませんが、そういう点について繰返すこともば／＼しいから、今かれこれ言おうと思ひませんけれども、ただ憲法の解釈についての点を一、二点伺つておきたいと思ひます。それは御承知の通り憲法の九条の第二項ですが、戦力という問題があるものだから、あそこをたいへんやられておるようですが、国際紛争を武力では解決せぬ、戦争もせぬと言つてゐる。開戦侵略を防ぐためにといへば国内の治安といふことになりま

すので、それもこじつたかと思つたけれども、最近では直接侵略も防ぐのだといふお話、ところが常識的に考へて、国際紛争の一番の見本みたようなものは、よそから侵略して来た、いんでくれといふけれどもやめなさい。これほど明らかな国際紛争はない。そうしてそれをいんでくれといつてはねのけようとする、防衛することは戦争だ。宣戦の布告があるからそこで初めて戦争になるとか何とかいふことは、国際法上宣戦布告をしてやつて行くの

が、国際法違反になるかならぬかの問題であつて、外からの直接侵略に対して平和的な方法でこれを解決することもある。その最後の段階は力であつてくれといふのけるといふことになると、これはつばな戦争なんです。そうすると、九条の前段は明らかに戦争なんです。直接侵略を防衛隊が排除する意味でといふところまで、ずつと目的と行動の範囲が広がつたように御説明を承つております。そうすると、これは憲法の九条第一項に抵触するものだ。改進黨の諸君は、今の憲法を改正せぬでも、自衛の戦争ならいいんだといふ解釈をしているらしいのですが、これはとんでもない解釈であつて、改進黨の諸君自身がその点については自信を持たないで、たいへんジレンマに陥つてゐるということもお気づきと思ひます。われ／＼もそう思う。その点についてはかつてあつた鳩山自由黨が言うことだけは私どもと同じ意見であります。私どもは再軍備反対をいたしておりますが、憲法の解釈論としては、やはり自衛の軍隊でも、持つときには憲法をまず改正すべきだといふことが一番筋が通つてゐる。吉田首相を初め、あなたもやはり今までは憲法の解釈論としては、憲法九条は改進黨とは違つた解釈をおとりになつてゐる。解釈論としては私どもと大方同じ練習やないかと私は思つてゐるわけなんです。その直接侵略といふ外国の侵略を武力によつてはねのけるということになると、それは戦争ではないのか。それを戦争とお考えにならないのか。どうかといふ点。条約局長もお見えになつてゐるようですが、宣戦布告があるとかないとかいふことは、それが

実際の戦争であるかないかといふことは別問題だと思ふ。さうな意味で、開戦侵略なり、直接侵略に対してはともかく武力で排除するといふこと、言いかえれば自衛といふことになる。私は戦争ではないかと思ふ。その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。私は木下君とその点について意見を異にするものであります。憲法九条第一項に何と書いてあるか。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあります。国際紛争とは何であるか。木下君は、今すぐ外国から侵入して来た、のいてくれと言つてもいいてくれなきにきかれこれ言つてゐるのが国際紛争だ、こういうふうな考えだ。私は不当な武力をもつて日本に侵入して来たのは、国際紛争とは言わぬ。国際紛争とは何ぞやと言へば、結局お互いの当事者国が互いに主張し合ふ。その主張が一致せずして、自分の主張を武力でもつて貫徹しようとすることに基因してゐると考へる。そこで直接侵略とは何ぞやといふ、また元にもどる。直接侵略とは、不当に外部から日本を侵しにかかつて来る。それを防ぐことは自衛権の発動である。私は戦争とは申しませんが、言葉で戦争と言つてもかまいません。言葉で戦争と言つてもかまいません。いゝゆるる国際紛争解決の手段に武力を行使することじやないんです。そのときには個人のいゝゆるる正当防衛、国家においては自衛権発動なんだ。これについてはいささかも憲法に違反しない。一国の存在は一個人の存在と同じで、不当に外国から侵入されたときに自衛権を発動す

ることは、毛頭も憲法に違反する行為ではないのであります。ただ往々にして自衛権の名のもとに侵略戦争のような愚を繰返すことが見受けられるのだ、さうなことであつてはならぬといふことで、第九条第二項において戦力を禁止した。戦力に至らざる程度において自衛力を持つことは、独立国家としての当然の事実であらうと私は思ひます。

○木下委員 今はとんでもないことを伺いました。それでは前提として伺つておきます。日支事変で日本が出て満洲に入り、支那に上海、漢口まで行きました。あれは日本の侵略であつたとお考へになるかどうか。あれに対して当時の国民政府と日本との間の問題が国際紛争ではなかつたか御解釈になりますか。最近の事例でありますから、それをまず伺つておきたい。

○木村國務大臣 往々にしてあの当時にはいゝゆるる武力をもつて威嚇をした。これは憲法で国際紛争解決の手段としてはとらない。あの当時においてはいゝ／＼お互いに主張し合つた。その主張が一致しない場合において武力の威嚇があつた。こういうことは憲法では許してありません。

○木下委員 国際紛争といふものは、今の話では、侵略があつてそれを排除する、盛んにやるけれども話がつかないで、勝つか負けるかといふことまで行くといふのは、国際紛争でない。憲法で言う国際紛争といふのは、ただ日の上だけで折衝することであるとお考へになつても、これは戦力なき軍隊、早く言ふならば、破壊力のない、たまの出ない大砲といふようなものと同じような議論であると思ふ。われ／＼は憲

決という国権の重大な基本法の解釈にあたつては、もう少し真剣な、まじめな態度で行かなければならぬと思ひます。今の内閣のやつてゐる立場からいへば、さういふ三百をもつてななお口にすることを恥するやうなことを言わねばならぬけれども、それはそれでなくやらなければならぬと私は考えます。今ベルが鳴りましたので、心せわしくて、こういう問題を論じてもしかたがない。他日もう少し詳しく御意見、御見解を承りたいと思ふ次第であります。きようはこの程度にいたします。

○小林委員長 猪俣君。

○猪俣委員 ちよつと私お尋ねいたします。秘密保護法の質問で実は十二項目用意して参りましたが、時間がないようでありますから、ほかのことをお尋ねいたします。ただこれは私は質疑応答いたしません。私の十二項目の質問のうちの二項目であります。本法の被害法益は何であるかということだけお尋ねして、それに対する私の一問一答は、後日に譲りたいと思ひます。被害法益は何であるか、犯罪の構成要件としての法益範囲その他について非常に疑問が多いのであります。まず第一に法益は何であるか、その御説明をお願いいたします。

○桃澤説明員 いわゆる秘密保護法の被害法益と申しますが、これは第一三項に規定しております「防衛秘密」が、被害法益になつてゐると思ひます。「防衛秘密」は第三項の一号、二号に規定してございます。すなわち一号、二号に掲げる事項及びこれらの事項にかかる文書、図画または物件で、公になつていないものでありまして、

私どもの考えておりますのは、いわゆる指定秘ではなくて自然秘、すなわち相当高度な秘密を意味する、かやうに考えておる次第であります。

○猪俣委員 私のお尋ねしたのは、さういふ形式的なことじやないのです。そんなことは条文を見ればはつきり出ています。あなたから今説明してもらわぬでもよろしい。私の言うのは、被害法益の実質は一体何であるかということ。アメリカの防衛のためであるか、日本の防衛のためであるか、あるいはいづれかの兵力の機密のためであるか、国民の権利・義務保護のためであるか、そういう意味の法益なんですか。われ／＼民主国家の国民に對してのいかなる連関を持つ法益であるのかどうか、あなたの言うやうな軍の機密といふことになるならば、今日日本には軍隊がないのだから軍の機密もないはず。旧軍機保護法の法益ははつきりしている。軍隊の機密なんですか。その高度の法益概念は、国防衛なんですか。しかし一体これは何であるか、軍隊といふものはないから軍の機密もなし、アメリカから借りた兵器だけについて言うならば、一体これはアメリカの便宜のために設けられたものであるか。兵器を安く売つてくれたり、貸してくれたりする恩義に報いるため、いわゆる防共協定を保護するための法益であるかということ。この法律のすべての源泉は協定にある。この協定に基き供与されたものだけを法益にしておるやうに見受けられるか、そこでお尋ねするのです。ひとつ考へてください。あなたの方の法律の建前は、アメリカと日本国の協定に基いて供与される兵器に對し、艦船だ

けに對しての法案であるから、そこで疑問が出るのです。われ／＼國民といふ連関を持つ法益を保護せんとする法律であるか、アメリカの兵器の機密を保護する法律であるか、何か國民に連関があるのかどうか、その点をひとつよく法律構成をしていただきた

それからい一つ、この法案を見ますと、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法といふことになる。だからこの法案の名前から私の疑問が出て来る。そこでもう一点の疑問は、日米相互防衛援助協定といふものを前提としての法案であるがゆゑに、もし日米相互防衛援助協定といふものが廃棄されましたらこの法案はどうなるのであるか。もし協定が廃棄された場合、この法律は自然廢棄されるというものであるならば、これは臨時法であるか、恒久法であるか、この法律の性格はどうなんですか。この協定の存在を前提としてのこの法律は、この協定が廢棄される場合にはなくなるはず。そうすると、臨時法的性格を持つものではないか、それはどういふことになるのですか。

○山田政府委員 第一の御質問につきましてお答えいたしました。第二の点につきましては外務省の方からお答えをお願いしたいと思います。

ただいまお尋ねのこの被害法益は御質問のやうに／＼御疑念もありまいが、われ／＼政府当局の考え方といひました。日米双方の秘密を保護するものでありまして、すなわちMSA協定などによりまして供与される装備品などは日本の自衛のためのものでありまして、その秘密を保護すること

は日本の自衛のために必要でありまして、その意味におきまして第一次的には日本の秘密と考えております。しかしながら他面これらの装備品等はアメリカの防衛のためにもその秘密を保護する必要があるもので、従ひまして日米双方に共通の秘密である、かやうに私どもは考えております。

○下田政府委員 第二の点につきましては、MSA協定の第十一条第二項にこの協定の廢棄の通告を受領した日の後一年を経過しますと、協定は失効することになつておりますが、但書におきまして、第三条の1、つまり供与された援助物品の秘密保護に関する義務は両政府が別段の合意をしない限りなお引續き効力を有することになつております。従ひましてはつておきますならば、たゞこの協定が廢棄されまして後におきまして秘密保護の義務を有するということになつておるので

○猪俣委員 そうすると、あなたの解釈は臨時法じやないという解釈ですか。永久法であるという解釈ですか。

○下田政府委員 臨時法、永久法という専門的の言葉を私は申し上げる地位にございせんが、常識的に考えますと、この協定というものは安保条約の関連におきまして米軍が漸次日本を撤退し、これに伴つて日本は漸次自衛力を増す過渡期における援助の物品でありまして、日本は永久に自衛を守るための武器を外國に仰ぐという考えはな

いわけにございせんが、その意味では日本自衛の防衛秘密を唯一の守るべき法律とした秘密保護の立法がやがていつかは、独立国の実を上げますときには必要になつて来る時期が参るので

はないかと思ひます。その際におきましては日本ではどういふことをやつておりますが、英仏その他の國はその國独自の秘密保護法があるのでございませうから、日本が、米軍撤退のあかつきにおきましては、やはり英仏と同じやうな独自の秘密保護法を持つ必要が来るのではないかと思ひます。そうしましたら、この臨時の立法はやはり独自の日本自衛の秘密保護法に吸収せられて、従つて今次法案はそれによつてとつてかわられる。その意味ではやはり時において限りのある法律ではないか、そういうふうにしろつてお

○猪俣委員 しろつととしての答弁では困る。これは臨時法としからざる法律においては、効力において非常に違つて来る重大問題を含んでおるので。大審院の判例でも悩ました問題を含んでおる。臨時法である場合におきましては、その行為の時をとして処罰するかどうかという問題にからんで、無罪になつた、有罪になつたという問題があるのです。それははつきりした答弁をしてもらはなければ困る。臨時法であれば、臨時法としての學者の意見も通説はほぼ統一されておる。それに従つての効力を発生して参ります。恒久法であるならば、しからざる事柄になるのであるから、それははつきりした答弁をしておいていただかぬと、後に裁判問題になつたときに困る。社会党内閣になればこんなものは断じてしてまいります。その際に臨時法であるか、永久法であるかという問題が非常に影響がある。私どもは社会党内閣を予想いたしまして質問をしてお

それからこれはアメリカのためでもある、日本のためであるという答弁であるが、これもはなはだ奇怪な答弁である。日本の自衛のためでありますならば、この日米相互防衛援助協定に基いて供与されたものだけ取締るというりくつがわからぬ。日本の自衛のためであるならば、自衛を全うするために他にまだたくさんあるかもしれぬ。しかるに日米相互防衛援助協定だけに基いて供与された装備品だけに限るといふところに、法益論として私どもは日本のためでもあるという議論が矛盾しておると思う。またアメリカの機密保持のためであるとするならば、他国の機密保持のために一国の国民が処罰される、さようなことも今までの法益論からいはずけない。これはもつと両方統一した法益論が出て来なければならぬと思います。そうしないとわれわれはまつたく属国で法益論をとるか、あるいは自衛を全うすると称しながら、他国からもらつた兵器だけについてというような説明がつかないことが起る。これは根本的な問題であります。がゆえにもう少し統一ある答弁をしていただきたいと思います。

そのほかお尋ねしたいことは多々あるのですが、本会議も始まつておることでありまして、お互いに初めからとことんまで一問一答しませんでした中途半端で切ることができないので、私はきょうはこの程度でやめておきたいと思ひますが、ただちよつとこの法案と別な問題につきましてお尋ねしておきます。それは私のところに授書が参つておりまして、その内容は、保安大学の教授の人たちが教務部長その他の人たちと共謀の上、自分の住所を移

転せざるにいかかわらず、他へ移転したことがよく転出証明書を偽造して、赴任費と申しますか、移転費と申しますか、さようなものの支給を受けておる。そういう事実があつて、その支給を受けた教官の名前を全部連記して来ております。しかし教官の名前を讀み上げることは私は情において忍びませんので申し上げませんが、小さいことであります。ところが、膨大な国費を使つております保安隊、またさつき木村長官が言いましたような規律を厳にしなればならぬ保安隊なり自衛隊の大学の教官が、もしさようなことをしておるといたしますと、これは大いなる問題だと存するのであるが、この機密保護法の中のいわゆる業務による漏洩罪、この中には保安隊に關係するよう

な人たちが多数含まれると思ひますが、そういう点など考えあわせまして、もしかようなことがありますと、これは大いに心配しなければならぬ事案ではないか。そこでこれは当局者においてしかるべく御調査していただいて、秘密でよろしゅうございますからお知らせを願ひたい。私は名前はここで公表いたしませんし、わずかな金に対して気の毒なことだと存じますけれども、しかしこれが米山の一角であるといひますれば容易ならざることである。国費の何割というものを占めておる保安隊が、かようなことをやつておるといふ疑惑があるといひますと容易ならざることである。そこであえてこの調査を私は願ひたいと思ひます。もし具体的事実がわからぬで調査ができないならば、私はひそかに申し上げてもよろしゅうございますが、公の席上では遠慮しておきます。私は

きょうはこれだけにしておきます。
○小林委員長 本日はこの程度にとどめておきます。明日は午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和二十九年四月十七日印刷

昭和二十九年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局